スト改修支援事業民間建築物吹付けアスベ

□都市計画課建築係

【対象となる建築物】 査」の費用の一部を補助します。 図るため「アスベストの分析調 図るため「アスベストの分析調 で安心な生活環境の保全を

補助対象者

する民間建築物市内にある多数の者が利用

【補助対象者】

をしていない者有者、管理者等で市税の滞納有者、管理者等で市税の滞納

[補助の内容]

内(上限2万円) 内(上限2万円)

(申請期限)

予定戸数を超え10月3日(月)

次年度の実施となります。※予定戸数を超えた場合は、

問 都市計画課建築係

☎内線233

朽危険

家屋除去

しています。
本工事」の費用の一部を補助宅の除去を行う者に対し、「解宅の除去を行う者に対し、「解

いない木造または鉄骨造の建 市内にある現に使用されて 【対象となる建築物】

れた基準を超えるものなど。
または破損の程度が国で定めら
ないたものであり、構造の腐朽
築物で過半が居住の用に供され

事は対象外となります。 お跡地の転売を目的とした工※建築物の建て替え、または除

がない者有者、相続人等で市税の滞納有者、相続人等で市税の滞納

【補助の内容】

以内(上限100万円) 補助対象工事費の10分の8

(申請期限)

12月22日 (木)

ります。 に完了報告ができるものに限 ※平成29年2月28日(火)まで

づくり支援事業安全・安心住まい

□都市計画課建築係

を補助します。「耐震改修工事」の費用の一部診断」、「耐震改修計画作成」、の確保を促進するため、「耐震の確保を促進するため、「耐震のないでは、

●補助対象者

滞納していない者者(法人を除く)で、市税を住宅を所有し、現に居住するのの耐震診断の対象となる

が国で足りら ・ すず 対象を、構造の腐朽 【事業内容】の用に供され ① 耐震診断

を行います。 一般診断法に基づく耐震診断 市が耐震診断士を派遣し、

※予定戸数を超えた場合は、

次

のに限ります。

年度の実施となります。

※②と③は平成29年2月28日

(火)までに事業が完了するも

だく必要があります。

【対象となる住宅】

住宅であることなど。 ・市内にある戸建て木造住宅、またはこれに準じる築確認を受けて建築された木焼住宅、またはこれに準じるので、階数が3以下であること。

【補助の内容】

【対象となる計画】 ②耐震改修計画作成

立せる改修計画①の耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断され

【補助の内容】

用の3分の2の額(上限7万円)耐震改修計画作成に要した費

【対象となる工事】

【補助の内容】 実施される耐震改修工事 ②の耐震改修計画に基づき

【申請期限】 (上限9万円)

※①と②は同時に申請していた 11月30日 (水)

支援事業 物耐震化

☆内線233

【対象となる建築物】 の費用の一部を補助します。 「民間特定建築物の耐震診断」 性の確保を推進するために、

建築された建築物 世築された建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築物で、昭和56年5月31日にある病院、店舗、工

(補助対象者)

滞納をしていない者所有者、管理者等で市税の補助対象となる建築物の

[補助の内容]

耐震診断に要した費用の3

(申請期限)

積による限度額があります。)分の2(上限160万円※面

耐震改修工事に要した費用

10月31日 (月

になる可能性があります。 を行いますので、実施が次年度 ※申請を頂いた時点で予算の確保

を受けて31定しい。 を受けて31定しい。 を受けて31にしたしい。 を受けて31にしたしい。 を受けて31にに、







松浦市の 国保加入者の皆さん

特定健診を受けましょう!

®健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129

「まだまだ若いから、健診なんて受ける必要はない!」

そう思っていても、カラダは悲痛な叫び声をあげているの

かもしれません。自分のことは自分が一番よく分かっている

特定健診を受けて、カラダからの声を聞いてみましょう!

※特定健診は松浦市の国保に加入している 40 歳以上

と、カラダに無理をさせていませんか?

75 歳未満の人が対象です。

受診料は無料です。

※後期高齢者医療健康診査も実施します。

【受診会場·日程】

- ・鷹島地区 ⇒ スポーツ文化交流センター ほか 6月7日(火)~6月10日(金)
- 福島地区 福島保健センター ほか 6月13日(月)~6月16日(木)
- ・松浦地区 ⇒ 星鹿公民館 6月24日(金)のみ 松浦市文化会館 6月25日(土)~7月6日(水) (※休館日の月曜日は除きます)

【対象】40歳~74歳

※松浦市国民健康保険の加入者が対象です。 ※実施年度に75歳になる人も対象者です。

【受診料】無料

【検査項目】

①診察·問診 ②身体測定(身長、体重、腹囲、BMI) ③血圧測定 ④尿検査 ⑤血液検査 (血糖·脂質·肝機能·尿酸值·腎機能)

【方法】 「受診券」と「保険証」を持参する。

【その他】

- ・市内の指定された各医療機関でも受診できます。
- ・詳しくは5月下旬に送付した受診券に同封していた案内文書をご覧ください。

お口の健康は 体の健康のもと

6月4日~10日は歯の衛生週間です

圕 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129

日本人の40歳以上の約8割は、歯周病に罹っているといわれて おり、大人の歯が抜ける原因についても歯周病が多い状況です。

また、歯周病は生活習慣病のひとつに数えられ、喫煙や口 の中の清掃不良、睡眠不足、糖分の多い食事などの生活習慣 が歯周病のリスクを高めることが分かっています。

市では、お口の健康づくり対策として、40歳、50歳、60歳、70歳 の人を対象に、歯周疾患検診を行っています。27年度は93名が 受診され、前年度の36名に対して2倍以上の受診となりました。 28年度につきましても、住民健診に併せて下記の日程で歯周 疾患検診を実施しますので、平成29年3月31日までに、40歳・50 歳・60歳・70歳の人はぜひこの機会に受けられることをおすす

歯周病予防のために日頃の生活習慣を見直してみましょう。

めします。当日のお申込みも可能です。

- ①食べたら歯を磨きましょう。また、磨き残しがないよう、 デンタルフロスや歯間ブラシを使って丁寧にブラッシングす ることが大切です。
- ②糖分を控えましょう。
- ③栄養バランスのよい食事を心掛けましょう。
- ④ストレスをためこまないようにしましょう。
- ⑤たばこは控えましょう。
- ⑥掛かりつけ歯科医で定期検診を受け、歯石除去などのケア をしてもらいましょう。

《平成 28 年度の歯周疾患検診実施日》

6月26日(日) 午前8時30分~10時30分 7月 3日(日) 午後1時30分~2時30分 松浦市文化会館



